

## <行動計画>

職員が仕事と子育てを両立させることができ、いつも笑顔でいられる職場環境をつくることによって社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日 ~ 2026年3月31日までの2年間

### 2. 内容

目標1：計画期間中に、育児休業等の取得状況を次の水準以上にする。

- ① 男性行員・・・育児応援休暇の取得率を100%かつ育児休業、出生時育児休業を2人以上取得すること
- ② 女性行員・・・育児休業の取得率を80%以上とすること

<対策> 2024年4月～

- ・男性の育児休業、出生時育児休業、育児応援休暇等の利用の働きかけ  
→ 管理職の会議等で周知徹底、職員、その管理職へ直接制度説明を行う。
- ・産休育休、時短制度利用職員が在籍する部店へのサポート体制の強化。

目標2：行員一人当たり月平均超過勤務時間を20時間以内とする

<対策> 2024年4月～

- ・早帰り日、定時退行励行週間の実施の徹底を行う。
- ・有給休暇の取得促進を図る。

目標3：仕事と育児を両立する職員が、周囲と協力しながら仕事を継続し、活躍できるよう職員に対する相談体制の充実を図る。また、管理職に対し、両立支援への理解を深めるよう働きかけを行う。

<対策> 2024年4月～

- ・部店長会および階層別の研修会等にて、管理職および一般職員に対し、仕事と育児の両立支援を働きかけるとともに、周知徹底を行う。
- ・仕事と育児の両立に対する不安を解消するため、情報交換会等を実施する。
- ・育児休業制度利用者の意見を聞きながら、ハンドブックの内容の更新を行う。
- ・人事部による産休・育休前の面談、職場復帰後の相談の実施